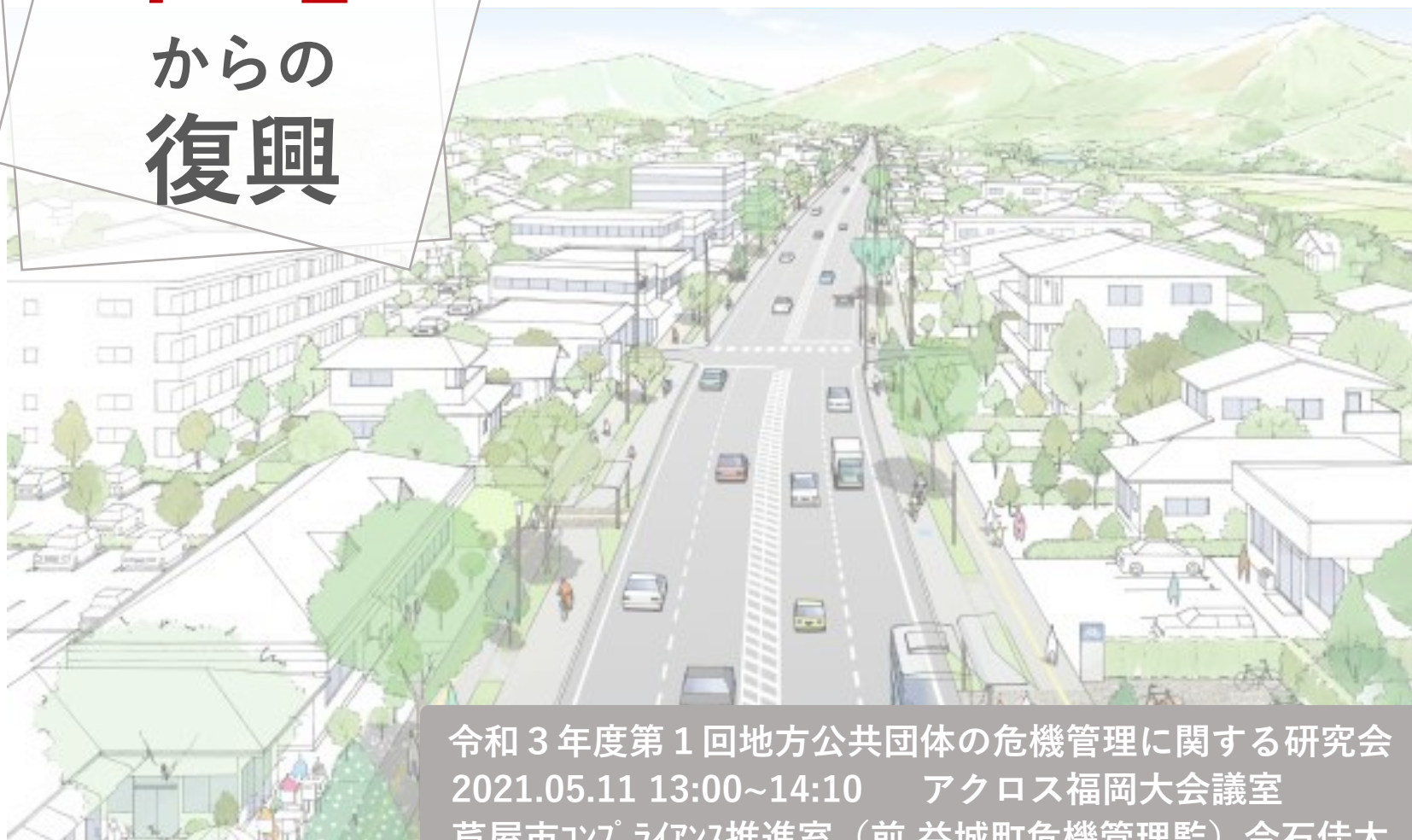


震度
7 × 2
からの
復興

災害初動期における災害対策本部のあり方
～実践的本部運営とコロナ禍での対応～



令和3年度第1回地方公共団体の危機管理に関する研究会
2021.05.11 13:00~14:10 アクロス福岡大会議室
芦屋市コンプライアンス推進室（前 益城町危機管理監）今石佳太

第1 益城町と芦屋市の概要について

第2 平成28年熊本地震と過去の災害について

第3 地域防災計画と災害対策本部運営について

第4 新型コロナウイルス感染症対応について

第5 危機への対応について

芦屋市の概要

- 芦屋市は、兵庫県の阪神間に位置し、「国際文化住宅都市」として発展。
- 市の中心を流れる芦屋川流域を文化財に指定するなど、景観行政を推進するなかで、屋外広告物条例を制定。
- 日本初の無電柱化都市の実現へ



【人口・世帯数（平成31年4月時点）】

人口	94,222人
世帯数	42,088世帯
男	42,443人
女	51,779人

【主な施設】

- ・小学校 8 校、中学校 3 校
- ・総合体育館
- ・保健福祉センター
- ・市民会館ルナホール
- ・谷崎潤一郎記念館
- ・美術博物館

等

1.

益城町の概要

位置

熊本県のほぼ中央から
やや北寄り、
熊本市に隣接

POINT

“**交通利便性**”
にすぐれた町

人口

POINT

震災前までは
“**人口増加傾向**”

人口

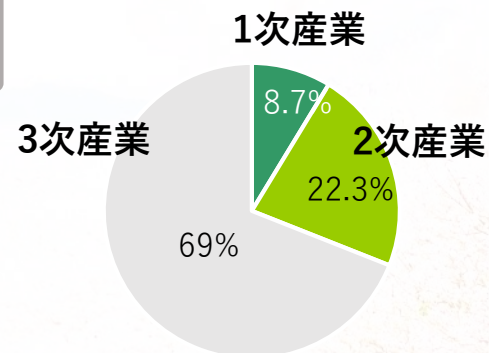
34,499人

世帯数

13,455世帯

(2016年3月時点)

産業構成



特色

空港やIC（2か所）
があり、
“空と陸の玄関”
を有する

- 町全域が熊本都市圏の都市計画区域
- 元々は農業を基幹産業として発展

POINT

“**田園と都市が調和**”
する町

主な特産品

スイカ
メロン
さつまいも
太秋柿
etc...



第1 益城町と芦屋市の概要について

第2 平成28年熊本地震と過去の災害について

第3 地域防災計画と災害対策本部運営について

第4 新型コロナウイルス感染症対応について

第5 危機への対応について

2.

熊本地震による被害状況

POINT

熊本地震の特徴
“2度の震度7”

前震

28時間後

本震

平成28年4月14日（木）
21時26分頃
マグニチュード6.5

平成28年4月16日（土）
1時25分頃
マグニチュード7.3

POINT

熊本地震の特徴
“度重なる余震”

震度7

2回

震度6強

2回

震度6弱

3回

震度5強

5回

震度5弱

13回

震度4以上

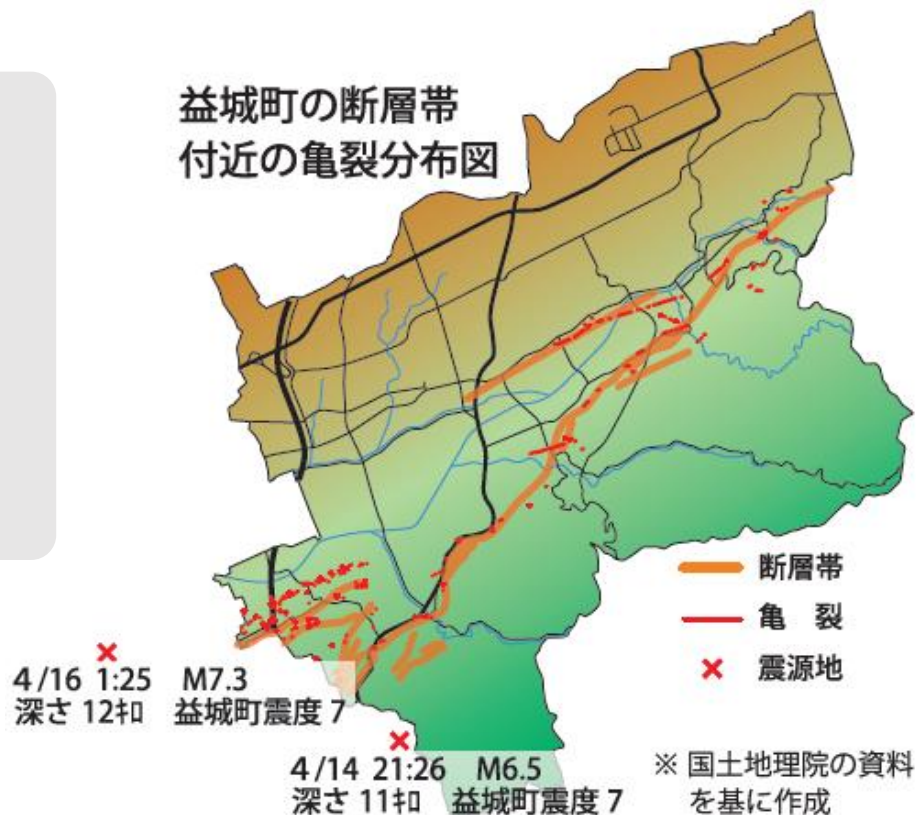
145回

震度1以上

4,484回

（2018年4月30日現在）

益城町の断層帯
付近の亀裂分布図



POINT

震度7 × 2を経験した
のは益城だけ
“震源地はいずれも町外”

2.

熊本地震による被害状況

人的被害

直接死	20名
震災関連死	25名
重傷	135名

(2020年6月12日時点)

住家被害

全壊	3,026棟
大規模半壊・半壊	3,233棟
一部損壊	4,325棟
計	10,584棟

(2020年6月12日時点)

避難者数

10避難所	16,050人
-------	---------

(2016年4月17日朝に記録)



POINT

警察・消防・自衛隊・
消防団による
“決死の救出活動”



POINT

被災家屋は全体の約98%
“町全域に甚大な被害”

2.

熊本地震による被害状況

POINT

町有施設全58施設中**48**施設が被災するなど、甚大な被害が発生。

公共施設の被害（主な施設のみ）

役場庁舎・議会棟	解体
交流情報センター	補修
総合体育館	解体
文化会館	補修
町営住宅	補修
保健福祉センター	補修
男女共同参画センター	解体
小中学校 7 校	うち 1 校 解体
給食センター	解体
保育所・幼稚園 7 か所	うち 1 園 解体
四賢婦人記念館	解体
浄化センター	補修

公共土木施設の被害

道路	1 9 7 カ所
橋梁	2 0 カ所
河川	2 7 カ所
公園	1 7 カ所
水道	1 2 km
下水道	2 2 km

その他の被害

農地	2 0 8 カ所
農業用施設	3 9 2 カ所

POINT

復旧には技術系職員を中心に多くの人材と多額の財源が必要に

3.

震災直後の様子

役場
庁舎

損傷により機能不全に陥る中、
人や物資が押し寄せて混乱

一夜で一変した町の風景。



本震で電源車が横転し、
庁舎が完全に機能停止。



庁舎は甚大な被害を
受けて解体へ。



議場は特に被害が大きく
立ち入れない状態。



庁舎の被災により
外に設置された
災害対策本部。

4.

地震直後の課題

出来事

**役場本庁舎自体の被災や、
職員参集状況の未把握などが
初動対応の遅れに繋がってしまった。**



度重なる地震の影響等で、「保健福祉センター」→「庁舎」
→「役場駐車場」→「保健福祉センター」→「庁舎」
と何度も災害対策本部の移転を強いられた。



庁舎が機能せず、
職員の参集状況を把握できず。

POINT

災害対策本部の**機能強化**が課題

4.

地震直後の課題

出来事

総合体育館のメインアリーナは、前震後の目視確認で
避難所として使用しないことを決定。仮に開放していた場合、
甚大な人的被害が生じていた可能性が高い。

震災前



前震後
4/14



本震後
4/16



POINT

冷静な**状況判断**と施設の**耐震化**の重要性を痛感

5.

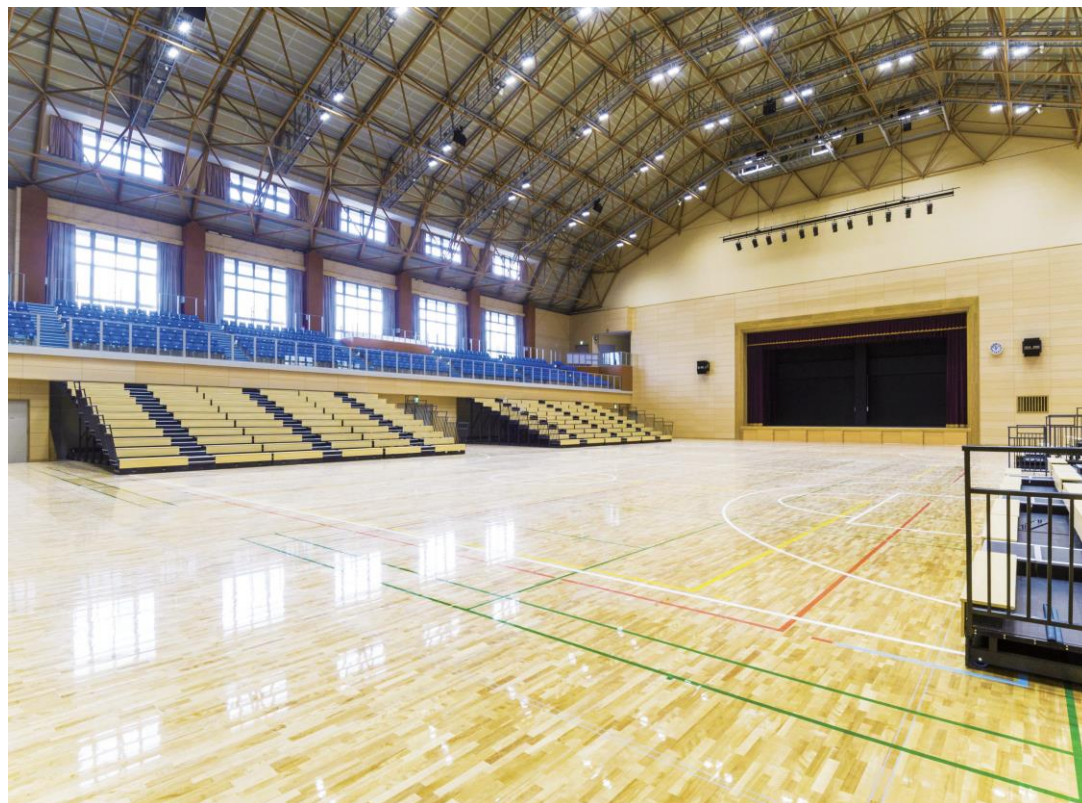
復旧・復興の取り組み

総合体育館の復旧

POINT

- 建て替え工事を行い、令和2年7月から供用開始。
- 先駆的な設備を導入し、「スポーツのまち」へ

メインアリーナの天井に
板を張らず、揺れによる
建物の変形を防ぐことが
できる構造



5.

復旧・復興の取り組み

新庁舎の建設

庁舎が被災したため、2017年5月より仮設庁舎に移転。
旧庁舎敷地内での再建を目指し、**新庁舎**の建設を推進中。

元の庁舎



仮設庁舎



新庁舎の目指す姿



2017年度

2018～2019年度

2020年度～

2022年度～

基本計画の
策定

基本設計

実施設計

建設工事

完成
利用開始

庁舎に必要な
機能や建設場所
などの整理

具体的な
機能や配置
などの検討

設計図書の
作成や事業費
の積算など

本体、外構及び
その他新庁舎に
付帯する工事

4.

地震直後の課題

出来事

ほぼ全ての住民が避難者になったため、避難所は大混乱。
大規模災害時における**多くの課題が浮き彫り**に。

度重なる余震の影響で、
**青空避難者や車中避難者が
町内全域に存在。**



避難者の全容把握は
非常に困難を極めた。

健常者が押し寄せたため、
**要配慮者が福祉避難所を
利用できない事態に。**



トレーラーハウスやユニット
ハウスを避難所として活用。

支援物資が大量に届いたこ
とによる**仕分け・配分など
で現場は混乱。**



物資の偏りをなくすための、
適切なオペレーションが必要。

POINT

避難所の運営改善をはじめ**防災力強化**が急務

4.2 発災後の業務体制

4.2.1 災害対策本部

■ 災害対策本部の位置付け

- 災害対策基本法及び益城町災害対策本部条例に基づき、自然災害等が発生し、又は、発生が予見される場合において設置されるものであり、最高意思決定機関。
- 益城町では、地域防災計画(平成27年改訂版)において、災害対策本部の組織としては、**町長が本部長**であり、**副町長や教育長、各課等長が構成員となり、関係各課に対し対応策を指示**するよう定めていた。

※平成28年4月時点で副町長職は空位

■ 地震による被害状況と災害対策本部の移転

	日時	状況
前震	4月14日21時26分	前震発生。 町本庁舎の商用電源・非常用電源喪失、通信回線途絶、事務機器等破損。
	同日 23時00分	災害対策本部を 町保健福祉センター に設置(本部長:町長)。 町本庁舎南側駐車場に現地災害対策本部を設置(本部長:総務課長)。
	4月15日05時40分	町本庁舎3階大会議室 へ災害対策本部を移転。 現地災害対策本部を廃止。
本震	4月16日01時25分	本震発生。 町本庁舎に倒壊の恐れが生じたため、 町役場駐車場 に災害対策本部を移転。
	同日 13時00分	町保健福祉センター に災害対策本部を移転。
	5月 2日	町本庁舎 に災害対策本部を移転。

4.2 発災後の業務体制

4.2.1 災害対策本部(続き)

■ 職員の参集状況

- 地震が発生した際の職員参集基準は、「**震度6弱以上発生の場合は全職員参集**」。
- 家族・自宅が被災したこと、出勤途上に危険がある可能性があったこと、参集基準が職員へ十分には浸透していなかったことなどから、**4月14日中に出勤した職員は6割**にとどまる。

■ 災害対策本部の運営状況

- 参集した職員を順次、避難所運営、備蓄・支援物資担当、災害対策本部要員に充てた。
 - ・ 参集する職員数を予測できなかったため、参集してきた職員に都度指示をした。
 - ・ そのため、業務によって職員数のバラつきが生じた。
- 事前計画において災害対策本部構成員としていた課長等**幹部職員の多くが避難所勤務等で町役場にいなかったことから、災害対策本部は混乱**した。
 - ・ 町長のトップダウン方式による意思決定・指揮命令をせざるを得なかった。意思決定に携わったのは町長・教育長・課長数名のみ(4月14日23時から開催された第1回災害対策本部会議に出席したのは町長、健康づくり推進課審議員、総務課課長補佐、総務課防災係長)。
 - ・ 消防・警察・自衛隊といった救急・救助・捜索機関に対する的確な意思決定・指示はできなかった。各機関が個別に救助・捜索活動を実施し、熊本市消防局が総括を行った。
- 地域防災計画では災害対応業務を既存担当課ごとに割り振っていたが、大多数の職員が避難所運営業務に割り振られたため、既存担当課の役割とせず、情報班、物資班、衛生班、医療救護班を順次編成した(場当たりの対応)。

2)災害対策本部の運営

■ 4. 2 発災後の業務体制

①課題

- **すべての判断が災害対策本部長(町長)に集中**するなど、災害対策本部機能が麻痺し、統括・指揮できず、庁内部署間や外部機関との調整、情報分析ができなかった。
- 本部会議が、各部署からの活動実施状況報告が中心となり、**全庁的な意思決定の場として十分に機能せず**、検討課題については提議されても決定できなかった。
- 災害対策本部での**決定事項が町職員や応援職員に浸透していなかった**。
- 災害対策本部での業務決定事項について、業務進捗状況が把握できなかった。
- 机やホワイトボードなど準備すべき備品や事務用品が少なく運営に支障をきたした。
- 災害対策本部執務スペースを分散させたため意思疎通が図れなかった。

②改善の方向性

- 
- ✓ **様々な状況を考慮した災害対応訓練**を実施し、初動体制を確立すること。
 - ✓ 課長級の職員を災害対策本部に常駐させるなど、**町長を補佐する幹部職員**を置くこと。
 - ✓ 本部会議を、**全庁的な状況認識の共有や意思決定の場として位置づける**こと。
 - ✓ 担当部署が関係部署と事前に調整し、本部会議において協議し、決定する制度をつくること。
 - ✓ 本部会議における決定・未決事項について、進捗状況管理を報告する機能を整備すること。
 - ✓ 各対策部において、中長期的な活動目標や対応計画の概要を策定し周知させること。
 - ✓ **災害対策本部員が決定事項を確実に部下職員に周知**すること。災害対策本部事務局職員は、具体の個別対策(報道対応等)へ従事せず、本部全体の運営管理に注力すること。
 - ✓ 災害対策本部と応援団体の活動場所を同じ空間・フロアに配置すること。

3)受援体制の整備

■ 4. 2 発災後の業務体制

①課題

- 応援要請計画及び受援計画が未整備であり、**場当たりの応援要請や各方面からのプッシュ型支援に対し、計画的人員配置ができなかった。**
- 専門的知見を有した職員を適した部署に配置できなかった。

②改善の方向性

- ✓ **効果的な支援**を受けられるよう応援要請計画及び受援計画を策定すること。
- ✓ **応援要請・受援担当者**を災害対策本部に配置すること。
- ✓ 総合的な応援機関との調整(応援申し出の最初の窓口、活動スペース・宿泊場所などの配分)や、庁内部署間の資源配置の適正化などを行うこと。
- ✓ 応援を受ける各部署においても、応援機関との調整窓口となる受援担当者(当該業務に係る資機材の提供、職員ローテーションの管理など)を明確に位置付けること。
- ✓ 県や被災経験自治体の職員など外部応援職員の受入れを積極的に図り、共同運営すること。
- ✓ 事務局の業務を明文化すること: 全庁的な人的資源管理(応援職員を含む)、各対策部の対応計画・活動状況の明確化、全体的な進捗管理、複数部署間の業務調整など。
- ✓ 次の4種別に整理して応援要請や受援を行い、人数や職位・スキル等の適正配置を行うこと。
 - **各対策部の現場作業**での人的資源
 - **各対策部のスタッフ業務**の人的資源
 - **本部事務局でのスタッフ業務**の人的資源
 - **本部長の補佐**

5. 復旧・復興に向けた取り組み

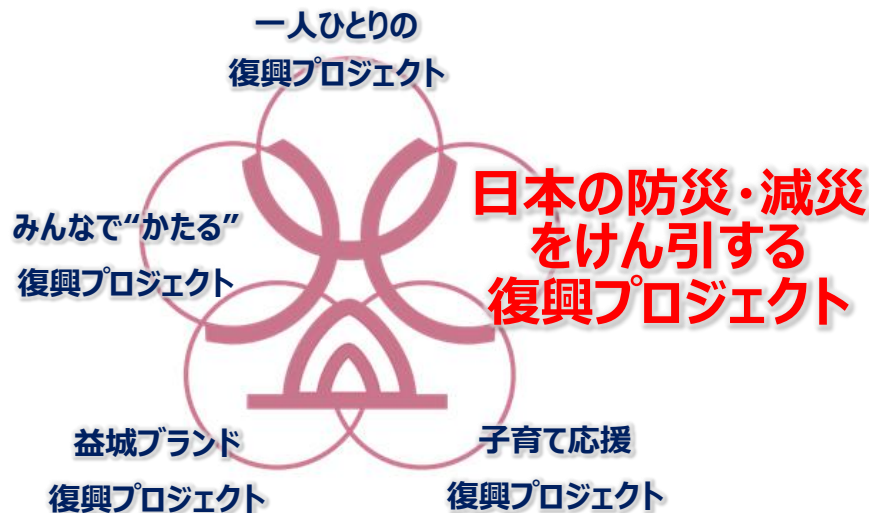
復興計画の概要

復興計画策定委員会での議論及び議会の承認を経て、平成28年12月に益城町復興計画を策定。

【復興将来像】

**「住み続けたいまち、
次世代に継承したいまち」**

【シンボルプロジェクト】



6.

復旧・復興の取り組み

避難地・避難路の整備

まちづくり協議会の提案を基に“**避難地・避難路**”を整備。



避難地



防災倉庫



防災用井戸

整備完了箇所
(2019年11月末時点)

避難地 **2** 箇所
避難路 **1** 路線



かまどベンチ



ソーラー照明灯



防災東屋



避難路（幅員 6 m）

POINT

防災設備をそなえた避難地
安全な避難路を整備

7. 改善点と改善の方向性

1 地域防災計画の改訂概略

- 災害対策本部の機能強化
 - ⇒ 5 対策部23班体制へ変更（構成員は部長以下すべて、充て職ではなく「個人名」を記載）
 - ⇒ 16指定避難所の担当課を決定（1 避難所に付き、2～4名の職員を配置：増員なし）
- 職員参集基準等の周知徹底
 - ⇒ 災害時行動マニュアルを職員イントラネットに掲示
 - ⇒ 職員参集基準を職員イントラネットに掲示（風水害・地震等災害別）
- アクションカードの作成
 - ⇒ 初期初動マニュアル整備（災害時、登庁者順に役割を明記したカードを常時備え付け）
 - ⇒ 災害対策本部オペレーションルーム等の早期設営（被害情報収集等の迅速化）

2 災害対応訓練の実施

- 職員対象（危機管理研修、各対策部研修、状況付与・予測型訓練、参集訓練、総合防災訓練 等）
- 住民対象（避難誘導訓練、要配慮者搬送訓練、避難所設営訓練、炊き出し訓練 等）
- 全職員アンケートの実施（災害時における出勤手段、所用時間、安否確認方法 等を確認）



7. 改善点と改善の方向性

3 業務継続計画の策定

- 通常業務の再開に1か月以上経過した経験を踏まえ策定したが、平凡な業務継続計画となっている。
- 問題点1：再開に1か月以上要する業務が多数存在。
⇒原課に対し、是正を要請したが、拒否反応。今後粘り強い説得が必要。
- 問題点2：地域防災計画・受援計画との連動性が薄い。
⇒非常時優先業務と通常業務の境界があいまい。
- 問題点3：庁舎代替施設は電算機器等備品不足。
⇒財政系の回答：予算がひっ迫しており整備困難。



4 受援計画の策定

- 地域防災計画の班編成に「受援班」を設置し、受援計画との連動を図った。
- 問題点：「人」、「物」双方とも、応援依頼団体数が少数。
- 改善点：地方自治体、民間企業団体との「相互応援協定」締結を推進。
⇒地方自治体締結先：愛知県みよし市、岡山県総社市、奈良県田原本町、鹿児島県始良市
⇒民間企業団体：トヨタカローラ熊本、ゼンリン、コメリ、シェルパ、生協 等 30団体弱
- 「人」、「物」とともに、応援要請を踏まえた、受援計画を目指している。

7. 改善点と改善の方向性

5 避難所運営マニュアルの改訂

- 熊本地震の反省から、避難者・施設管理者・町職員の共同運営に改めた。
- 食事提供カード、炊き出しチェック表（炊き出し注意事項含む）、感染症予防チェックリスト等を掲載。
- 問題点 1：モデル的な避難所レイアウトを示しているが、指定避難所毎にレイアウトが必要。
- 問題点 2：ペット同伴避難者に対する対応があいまい。
- 今後、定期的な見直しが必要。

6 自主防災組織の再編成

- 熊本地震前は、3 団体存在。（地震での活動実績なし）
- 町長マニフェストにより、任期中にカバー率100%を公約。
- モデルとして「小学校区単位」、「地区単位」の自主防を結成。
- 学校運営協議会（コミュニティスクール）での説明を実施。
- 設立支援金の交付に加え、運営交付金制度創設。
- 防災士養成講座inましきの開催（11/9・10：60名申込）



7 災害拠点施設の整備

- 新庁舎建設に際し、災害対策本部機能強化を要望している。（地下スペースの活用など）
- 学校給食センターを食糧支援の拠点施設と位置付け、常時、精米 3 トンを備蓄。
- 10㎡から50㎡の防災備蓄倉庫を合計43か所設置予定。（令和元年度：35か所設置）

阪神・淡路大震災 芦屋市の被害等の状況

1. 死傷者 444人(6434人)

- 死 者 444人
- 負傷者 2、624人

2. 家屋被害

- 全壊3、915棟 半壊3、571棟 一部損壊3、959棟

3. 職員の参集状況

- 震災当日 1、306人中555人の出勤 42.5%の出勤率

4. ライフラインの復旧

- 水道:2月27日 ガス:4月11日 電話:3月31日
- 西日本旅客鉄道:4月1日 阪急:6月12日 阪神:6月26日

5. 仮設住宅

- 設置戸数 3、026戸 入居開始日 平成7年2月7日
- 最終撤去日 平成10年8月26日 市外最終撤去日 平成11年9月30日

地震の教訓と課題

■ 直後の情報収集、連絡、及び通信の確保

■ 活動体制の確立

■ 消火・救助・救急及び医療活動

■ 救急輸送のための交通の確保

■ 避難収容活動

■ 食料、飲料水等の調達、供給

■ 遺体対応、感染症対策

■ 被災者への的確な情報伝達活動

■ 自発的支援の受け入れ

第 1 益城町と芦屋市の概要について

第 2 平成28年熊本地震と過去の災害について

第 3 地域防災計画と災害対策本部運営について

第 4 新型コロナウイルス感染症対応について

第 5 危機への対応について

行政の災害対応

1

災害対策基本法とは

災害対策基本法、中央防災会議、地方防災会議、災害対策本部、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画、地区防災計画、応急危険度判定、罹災証明

2

国・都道府県・市町村における行政組織

消防本部・消防署、緊急消防援助隊、消防団、災害警察活動、警察災害派遣隊、警察式支援班、自衛隊災害派遣、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、海上保安庁、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時健康危機管理チーム（DHEAT）、災害介護派遣チーム（DCAT）

3

国等の平時における防災対策

地域防災計画、避難場所の指定、備蓄、無線の整備、防災訓練、防災対策条例、耐震診断、耐震改修促進

4

災害対策に関連する他の重要法令

消防法、国土強靱化基本法

5

災害対応時の行政の限界

阪神・淡路大震災や東日本大震災、熊本地震における地方自治体の対応限界事例

6

行政の災害時受援体制の必要性

災害時受援体制の重要性、受援体制ガイドライン

災害対策本部の担うべき役割

- 被害状況の把握
- 災害応急対策の基本方針の決定
- 職員の動員配備体制の決定
- 各部門間の調整事項の決定
- 避難勧告・指示及び警戒区域の設定
- 自衛隊の災害派遣要請に関する決定
- 県及び関係機関との連絡調整
- 他市町への応援要請の連絡調整
- その他災害応急対策の実施及び調整に関すること

災害対策本部(事務局職員)の担うべき役割

- 首長の意思決定……高度の政治的判断を含む
- 情報の分析……大量の不確定情報から戦略と戦術の決定
- 情報の共有……被害状況と対応策の共有
- 進行管理……対策についての進捗状況と課題の把握
- 優先順位の決定……応急対策業務の優先順位の決定と変更
- 責任の明確化……担当部局が行う対応方針と目標時期の明確化
- 部局間調整……複数部局間での調整
- 外部支援の受入……自治体支援・救援物資・ボランティア等の受入
- 社会への情報発信……被害状況や今後の予測、安心情報の発信

業務名		担当班		開始 チェック	★	時間						日							終了 チェック
						1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30		
応急物資の調達		支援対策部 物資調達班	(経済課) (市民課) (保険医療助成課)	☐														☐	
救援物資の要請		統括部本部班 統括部広報班 支援対策部 物資調達班	(防災安全課) (広報課) (経済課) (市民課) (保険医療助成課)	☐														☐	
物資集配センターの運営		支援対策部 物資調達班	(経済課) (市民課) (保険医療助成課)	☐														☐	
	物品の出庫・搬送	統括部施設管理班 支援対策部 物資調達班	(管財・検査課) (契約課) (経済課) (市民課) (保険医療助成課)	☐														☐	
食料供給の方針	食料調達の業務	支援対策部 物資調達班	(経済課) (市民課) (保険医療助成課)	☐														☐	
備蓄食料の供給		支援対策部 物資調達班	(経済課) (市民課) (保険医療助成課)	☐														☐	
食料の調達・搬送		支援対策部 物資調達班	(経済課) (市民課) (保険医療助成課)	☐														☐	
食料の配給		避難所管理部 避難所管理班	※	☐														☐	

災害対策本部事務分掌

• 各部が実施すべき事項は以下のとおり(「各部共通」は、最終項に記載)であり、発災状況に応じて実施内容を検討する。

• また、発災状況を勘案し、優先度の高い項目から実施する。

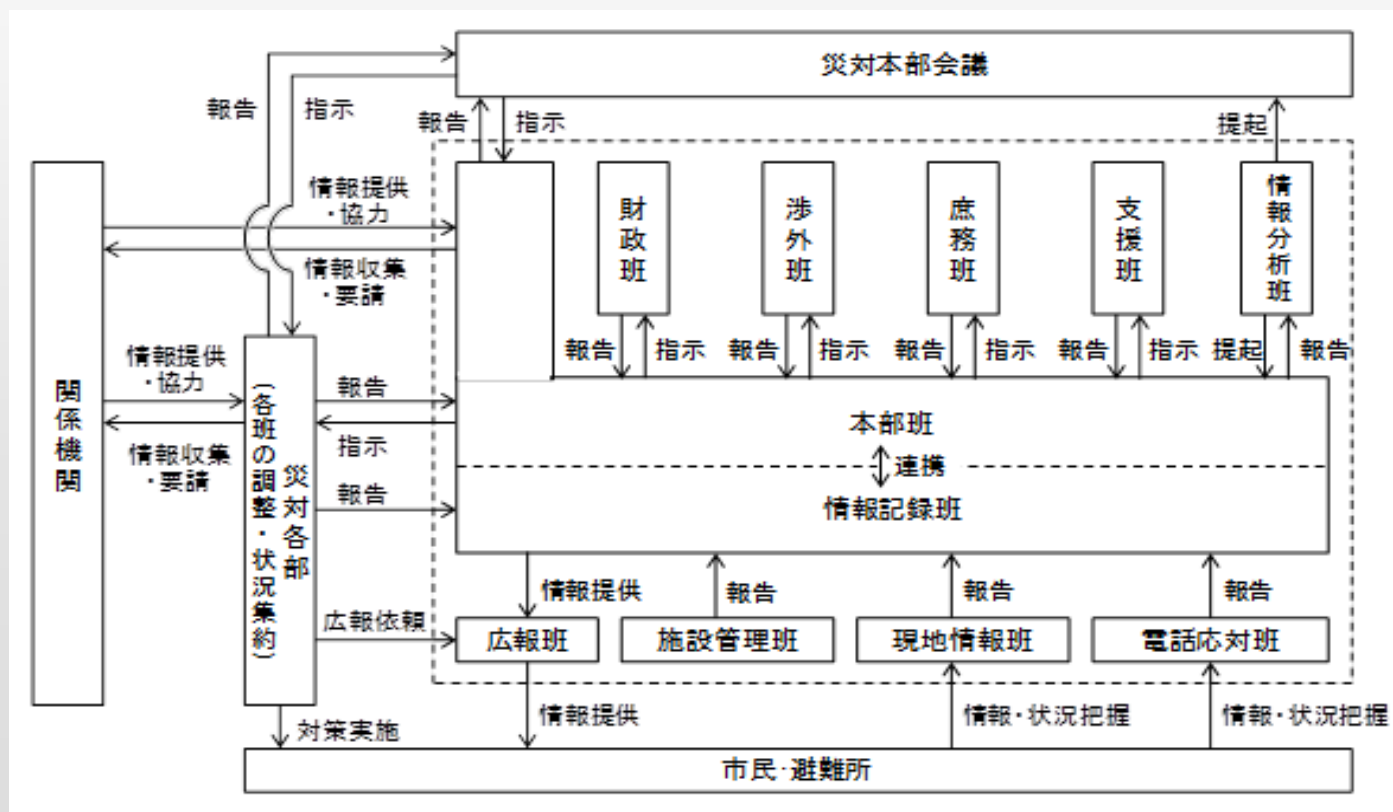
【例】統括部本部班の事務分掌(抜粋)

担当	担当		事務分掌/実施内容	詳細記載		
	部長等	課長等		章	節	第
統括部 本部班	総務部長 副 財務担当部長 会計管理者 企画部長	防災安全課長 副 文書統計課長 情報政策課長	(1) 本部の設置及び解散に関する事。			
			連絡員待機	2	2	1
			災害対応室の設置	2	2	2
			災害警戒本部の設置	2	2	3
			災害対策本部の設置	2	2	4
			(2) 防災指令の発令及び解除に関する事。			
			情報等の収集・連絡	1	2	1
			気象予警報等の収集・連絡	1	3	1
			職員の動員配備指令	2	1	3
			(3) 本部会議の招集及び記録に関する事。			
			災害対策本部会議	2	2	4
			災害対策本部事務局	2	2	4
			(4) 災害対策全般の総括及び総合調整に関する事。			
			災害対策本部事務局	2	2	4
			(5) 各部に対する事務の緊急割当てに関する事。			
			情報の伝達・処理	2	2	4
			災害対策本部事務局	2	2	4
			(6) 県及び関係機関との連絡調整及び応援要請に関する事。			
			県への応援の要求(要請)	2	3	2
			指定公共機関、防災関係民間団体等への応援要請	2	3	2
			ヘリコプター支援要請手続	2	3	4
			海上災害に対する応援	3	1	10
			医療ボランティアの要請	3	3	5
			ヘリコプターへの支援要請	4	2	6
			避難勧告・指示の連絡	6	1	1
			他市町等への避難	6	2	6
			救援物資の要請	7	1	2
			被災建築物応急危険度判定士の要請	12	2	1
			被災宅地危険度判定士の要請	12	3	1

災害対策本部 活動体制の確立の例

●情報の伝達・処理方法 部局間の情報伝達方法

- 市民からの問い合わせや現地において収集した情報及び災害情報については、各部内で集計・分析し、部内に指示
- 全庁的及び他部との協力が必要な事項は、情報の共有



災害対策本部協議内容の明確化

- 初動時に行うべき内容(初動時に各部で行うべきこと、第1回災害対策本部会議で協議すべきこと)を明確化

〔初動時に各部で行うべきこと(一部)〕

〔第1回災害対策本部会議で協議すべきこと〕

第1節 応急対策の実施体制計画

<事務分掌と実施内容>

事務分掌	担当	実施内容	章
ア 被害状況の把握に関する こと	情報分析チーム	需給推計に基づく災害対応支援計画の確認	
		被害予測結果データの評価	
		情報の分析	第1章 第1節 第2～第4
		被害予測と実被害の分析	第1章 第1節 第2～第4
		被害予測と実被害報告の数値比較	第1章 第1節 第2～第4
		参集前対応状況の確認、補完、報告	第2章 第1節 第1
		実被害報告の確認・入力	第1章 第1節 第2
		災害情報に係る情報管理の徹底周知	
		被害予測結果の受理	
		事案に係る情報収集・確認	第1章 第1節 第1～第4
	本部班	市内震度情報の表示	
		災害速報の表示	
		被害予測の表示	
		被害状況絶続の表示	
		実被害報告の表示	
		地震情報等(統報)の収集及び伝達	第1章 第1節 第1
		各種映像情報の確認	
		地震情報等の確認及び配布	
		災害速報の確認	
		被害予測結果の確認	
		災害絶続報告の表示	
		ヘリテレ映像等の表示・録画	
	情報記録班	被害情報の直接収集	第1章 第1節 第4
		初期被害情報の収集	第1章 第1節 第4
		被害予測結果の受理	
		輸送に関する情報収集の指示	第4章 第1節 第1
		輸送に関する被害情報の把握	第4章 第1節 第1
		被害状況を支援システムに入力指示	
		輸送に関する被害・交通規制状況の把握	第4章 第1節 第1
		輸送に関する被害状況のまとめ	
		輸送に関する被害状況の報告	
		被害状況の把握	第1章 第1節 第1～第4
	物資輸送部	施設・搬路班	
		精神医療の実施	
		市立病院の被害状況の確認	第1章 第1節 第4
		診療等受入態勢の情報把握	
	消防部	消防班	
		診療等受け入れ態勢の情報提供	

第1節 応急対策の実施体制計画

(4) 第1回災害対策本部会議における決定事項の例

第1回災害対策本部会議では、以下の項目を参考に本市における緊急の防災措置を決定する。

チェック	決定項目
☐	災害(地震等)の概要確認
☐	被害状況の確認
☐	被害予測結果(県内震度4以上の地震)の確認
☐	県災害対策本部、阪神南地方本部への地震発生及び災害対策本部設置の報告についての指示
☐	関係機関への連絡についての指示
☐	県災害対策本部及び阪神南地方本部の設置状況の確認
☐	県、近隣市町、関係機関等からの要請内容の確認
☐	初動時の応急対策についての指示
	ア 人命救助対策(救助要員の必要推計/消防・警察・自衛隊への応援要請等)
	イ 火災消火対策(消火隊の必要推計/他市町消防への出動要請・応援依頼等)
	ウ 負傷者応急救護対策(医療スタッフ及び救護班の必要推計/医薬品の必要推計/救急隊の必要推計/関係機関への要請等)
	エ 被災者支援対策(非常食、弁当、飲料水、毛布等の必要推計/給食・救援物資等のあっせん手配等)
	オ 死者対策(棺及びドライアイスの数量の推計/火葬場の確保等)
	カ 二次災害防止対策(余震対策も含めた危険箇所のチェック/建物応急危険度判定士の必要推計等)
	キ 輸送対策(道路等の被害状況確認/緊急交通路の設定状況の確認/緊急輸送ルートの確保/関係機関への協力要請等)
	ク ライフライン対策(ライフライン被害状況の把握/対象施設の優先復旧/代替器具等の配布協力要請)
☐	自衛隊への派遣(準備)要請
☐	緊急消防援助隊の派遣要請
☐	災害救助法の適用について
☐	激甚災害の指定について
☐	記者会見及び市民向けの原稿作成及び緊急放送の実施(防災行政無線の活用)
☐	職員参集状況の確認
☐	各部・各班による協議・決定についての指示
☐	第2回災害対策本部会議までの対応についての指示
☐	第2回災害対策本部会議の開催予定

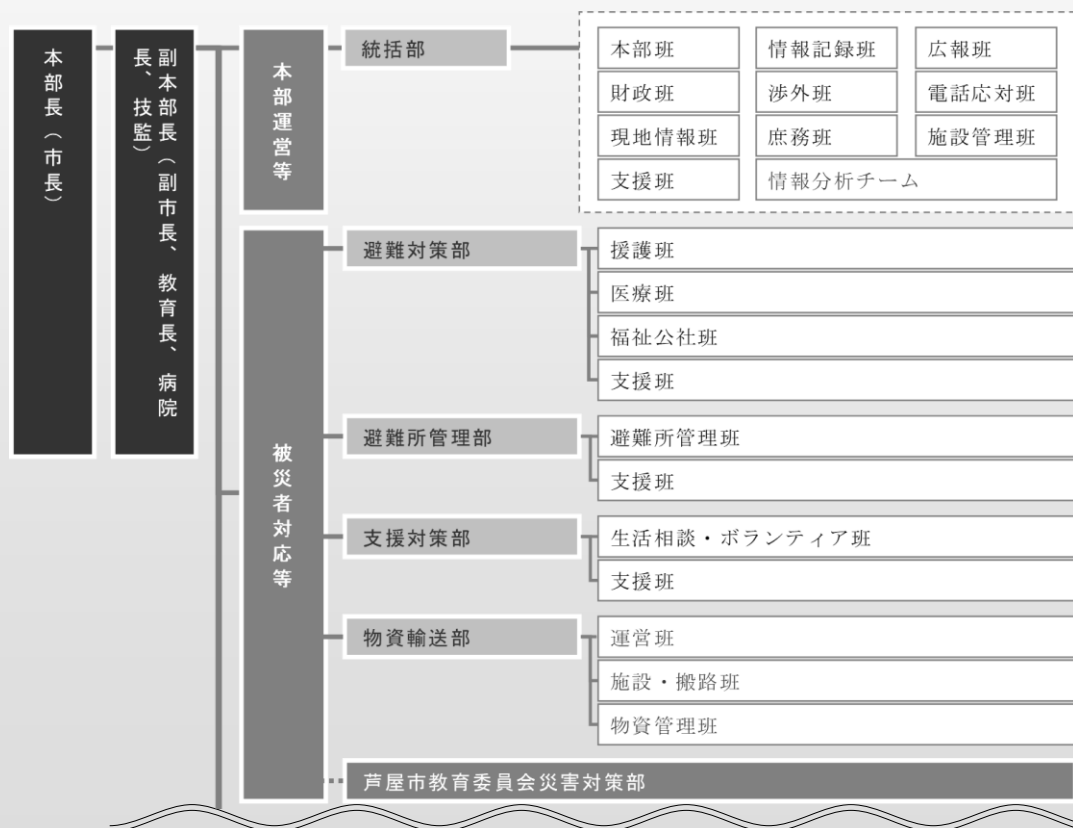
情報分析班の新設

〔災害対策本部での決定すべき事項の見直しと、本部機能の検討〕

- 米国における災害対応体制(ICS: Incident Command System)を参考に、災害対策本部体制を見直し、災害発生時の迅速な対応を実施していくための情報分析チームを新設

〔情報分析班とは〕

- 過去の震災においては、初動期における情報が多く適切に対処できない課題も散見された。また、実効性の高い情報分析が行えていない状況
- そこで、必要とする各部(避難所管理部、物資輸送部 等)から数名ずつ選抜し、被害予測・被災地のニーズより全体方針や、中長期的な需給予測、及び復旧目標を設定し、業務の優先順位を検討



情報分析班の詳細な業務例

被害予測の把握	発災時における気象庁発表等の地震被害及び風水害被害の状況から、事前に各防災関係機関が事前予測した被害想定値を基に、本市の被害の想定を進言を行い、市全体の対応についての助言を行う。また、直後から入手した市の被害状況から予測値の修正を重ね、最新の被害状況の把握に努める。
中長期的な需給予測の把握	人的及び建物被害等の状況から、想定される避難者数等を勘案し、必要とされる物資等の需給予測値を算定し、災害対策本部に提言を行う。
復旧目標の進捗管理	市全体としての災害目標と、各部が行う災害対応との調整を図る。
業務の優先順位 の 検 討	各部(班)は、事前に定めた「応急対策の実施時期」に基づき応急対策の実施を行うものとするが、災害の規模等によりその目標時期が異なってくることから、災害対策本部会議で定めた市の方針と目標完了時期を勘案し、全体の調整機能を担うものとする。
重要情報への対応	災害対策本部若しくは統括部情報記録班に集約された情報に対して、本部班は具体的対応を担うものであるが、情報分析班においては、そのうち重要度と緊急度を検討し、優先すべき情報のトリアージを行い、重要情報への対応の漏れを防ぐ。以下に優先すべき情報の例を記す。 ① 人命に関わること ② 入手した内容の変化が早いと思われる情報 ③ 時間的制約に迫られた重要な内容 ④ 被害規模や範囲が大きな情報 等
事業継続体制への 移行の準備	大規模災害における初動時においては、一義的には通常業務を中断せざるを得ない状況下に陥るが、災害対応の全体像から稼働率を落としてでも再開すべき業務等についての検討を行う。

被害状況・対策活動活動表
平成29年6月21日 16時45分現在

[illegible]

非常時優先業務の設定

●緊急事象の発生時においても、市民生活や地域経済活動に重大な影響を与える行政サービスと、行政サービスの継続を行う上で市の組織機能を維持する上で不可欠な業務も含めて、非常時優先継続業務として選定を行う。

●上記の条件から非常時優先継続業務は、53業務を選定した。以下に選定した業務を記載する。また、通常業務における復旧の優先度ランクの業務件数を示す。

●【例】企画部の非常時優先業務(抜粋)

部	課	係	分掌する事務	業務内容	人員	発生時期
企画部	市長室	管理係	市長及び副市長の秘書に関すること。	市長・副市長のスケジュール管理・調整	1	通年発生
			危機管理に関すること。	発生する事象に対する迅速な対応・調整	1	一定期間で 時期未定
	情報政策課	情報政策係	情報ネットワークシステムに関すること。	ネットワークシステム・クライアントの監視・稼働確認・運用管理	2	通年発生
				認証機器の運用管理	2	通年発生
				グループウェアの運用管理	2	通年発生
			住民情報システムの調整に関すること。	住民情報系システム稼働監視	2	通年発生
				住民情報系システムネットワークの運用管理	2	通年発生
				被災者支援システムの運用管理	2	通年発生
	広報国際交流課	広報係	広報に係る計画及び調整に関すること。	・ 広報掲示板の維持管理	2	通年発生
			広報紙、市勢要覧その他広報刊行物に関すること。	・ 広報あしやの発行 ・ 記録用写真の撮影	5	通年発生
			CATV広報チャンネルの番組制作に関すること。	・ 広報番組の制作・送出 ・ 文字データ放送の配信	2	通年発生
			ホームページの制作に関すること。	・ ホームページの作成・更新・公開	2	通年発生
			報道機関に関すること。	・ 報道機関の対応	1	通年発生

復旧着手目安による優先度

●復旧着手の目安

A：重大な影響を及ぼすため、
3日程度で復旧

B：相当程度の影響を及ぼすため、1週間～10日程度で復旧

C：影響を及ぼすが軽微なため、10日～1ヶ月での復旧

D：影響がほとんど及ばないため、1ヶ月以降も中断可能

●※通常業務の災害時における優先度ランクづけは、平成26年3月の庁内調査による結果を集計したものである。

●Aランクについては、回答のあった156業務から、災害応急対策業務と重複した業務、及びその他ランクの調整を行い、53業務をAランクとして選定している。

●【例】部課別・優先度別の業務件数(抜粋)

部	課	優先度				総計
		A	B	C	D	
企画部		16	1	20	16	53
	お困りです課				2	2
	企画課			10	5	15
	広報国際交流課	5		2		7
	行政経営課			4		4
	市長室	2		1	4	7
	市民参画課	3	1	3	1	8
	情報政策課	6			4	10
総務部		10	7	33	19	69
	課税課	2	3	11	1	17
	...	...	...	...	...	...
総計		156	97	289	265	807

関係法令・制度一覧の掲載

芦屋市地域防災計画 資料編

5

関係法令・制度一覧

第1 災害救助法..... 95

1 適用範囲..... 95

2 災害救助法による救助の程度, 方法及びその費用の範囲 96

第2 激甚災害法 100

第3 被災者支援に関する各種制度の概要..... 104

第4 被災者支援に関する制度一覧 106

制度-1 災害弔慰金..... 106

制度-2 死亡見舞金の支給(災害援護金等の支給に関する規則)..... 106

制度-3 災害障害見舞金..... 107

制度-4 災害援護資金(災害弔慰金の支給等に関する法律)..... 108

制度-5 災害援護金の支給(災害援護金等の支給に関する規則)..... 109

~~~~~

制度-57 わが家の耐震改修促進事業..... 131

制度-58 住宅耐震改修促進事業 ..... 133

制度-59 芦屋市特定建築物耐震化助成事業 ..... 133

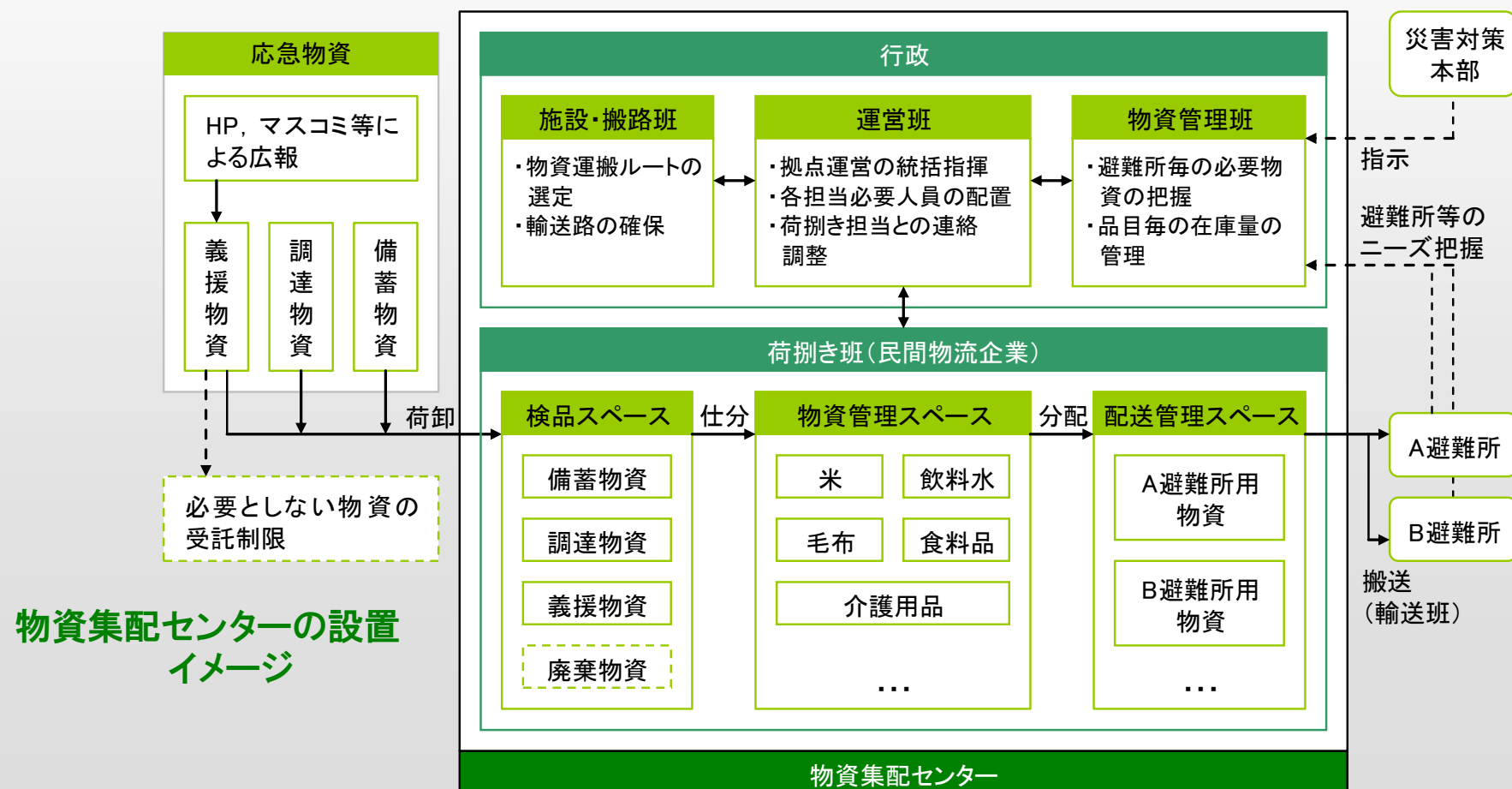
制度-60 簡易耐震診断推進事業 ..... 134

# 様式一覧の掲載

| 番号       | 名 称                        | 収録先            | 番号       | 名 称                         | 収録先                            |
|----------|----------------------------|----------------|----------|-----------------------------|--------------------------------|
| 様式-1     | 避難指示書                      | 資料編            | 様式A4-1   | 人員要請書                       | ※統括部：本部班、情報分析班、情報記録班を除くすべての班   |
| 様式-2     | 生活必需品等物資給与及び受領書            | 〃              | 様式A4-2   | 物資要請書                       | 〃                              |
| 様式-3     | 救助の実施記録日計票                 | 〃              | 様式A4-3   | 従事者名簿                       | 〃                              |
| 様式-4     | 罹災台帳                       | 〃              | 様式A6-1   | 受領書                         | 統括部：渉外班                        |
| 様式-5-1   | 罹災証明書                      | 〃              | 様式A6-2   | 〃                           | 〃                              |
| 様式-5-2   | 罹災証明書                      | 〃              | 様式A7-1   | 受信用紙〔市民〕                    | 統括部：生活相談班<br>電話応対班             |
| 様式A1-1   | 「防災情報」災害時における報道要請について（依頼）  | 統括部：本部班<br>広報班 | 様式A9-1   | 被害状況調査票兼報告書                 | 統括部：現地情報班                      |
| 様式A1-2   | 対策本部 命令書                   | 統括部：本部班        | 様式A9-2   | 車両舟艇調達請求書                   | 統括部：現地情報班<br>建設部：総務・資材等調達班     |
| 様式A1-3   | 発信用紙                       | 〃              | 様式A9-3-1 | 住家等被害判定調査表〔地震：木造・プレハブ〕      | 統括部：現地情報班                      |
| 様式A1-4   | 受信用紙〔行政機関〕                 | 〃              | 様式A9-3-2 | 住家等被害判定調査表〔地震：木造・プレハブ（再調査）〕 | 〃                              |
| 様式A1-5   | 「災害時における報道要請について」（依頼）      | 統括部：本部班<br>広報班 | 様式A9-4-1 | 住家等被害判定調査表〔地震：非木造〕          | 〃                              |
| 様式A1-6   | 放送要請書                      | 〃              | 様式A9-4-2 | 住家等被害判定調査表〔地震：非木造（再調査）〕     | 〃                              |
| 様式A1-7   | 本部会議議事録                    | 統括部：本部班        | 様式A9-5-1 | 住家等被害判定調査表〔浸水被害：木造・プレハブ〕    | 〃                              |
| 様式A1-8   | 各部における対応内容                 | 〃              | 様式A9-5-2 | 住家等被害判定調査表〔混合被害：木造・プレハブ〕    | 〃                              |
| 様式A1-9   | 各市の状況                      | 〃              | 様式A9-6-1 | 住家等被害判定調査表〔浸水被害：非木造〕        | 〃                              |
| 様式A1-10  | 災害派遣要請書                    | 〃              | 様式A9-6-2 | 住家等被害判定調査表〔混合被害：非木造〕        | 〃                              |
| 様式A1-11  | 自衛隊の災害派遣要請協議について           | 〃              | 様式B4-1   | 遺体連名簿                       | 支援対策部：遺体安置班                    |
| 様式A1-12  | 自衛隊の災害派遣要請について<br>（陸上自衛隊）  | 〃              | 様式B4-2   | 遺体の捜索状況記録簿                  | 〃                              |
| 様式A1-13  | 自衛隊の災害派遣要請について<br>（兵庫県知事）  | 〃              | 様式B4-3   | 遺体氏名札                       | 〃                              |
| 様式A1-14  | 地震災害等災害時の応援依頼について          | 〃              | 様式B4-4   | 遺体処理台帳                      | 〃                              |
| 様式A3-1   | 被害概況把握表                    | 統括部：情報記録班      | 様式B4-5   | 遺体送付票                       | 〃                              |
| 様式A3-2   | 被害状況等報告                    | 〃              | 様式B4-6   | 遺体・遺骨・遺留品処理票                | 〃                              |
| 様式A3-3   | 対策実施状況                     | 〃              | 様式B4-7   | 埋葬台帳                        | 〃                              |
| 様式A3-4   | 対応記録一覧                     | 〃              | 様式D1-1   | 避難所収容状況調査書                  | 避難所管理部：学校管理班・避難所管理班            |
| 様式A3-5   | 被害総括表                      | 〃              | 様式D1-2   | 避難収容世帯票                     | 〃                              |
| 様式A3-6-1 | 被害総括表（内訳①人的被害）             | 〃              | 様式D1-3   | 避難所日誌                       | 〃                              |
| 様式A3-6-2 | 被害総括表（内訳②③建物被害（住家及び非住家の部）） | 〃              | 様式D1-4   | 避難収容台帳                      | 〃                              |
| 様式A3-6-3 | 被害総括表（内訳④建物被害（公共建物の部））     | 〃              | 様式D1-5   | 避難所食糧品受払簿                   | 避難所管理部：学校管理班・避難所管理班            |
| 様式A3-6-4 | 被害総括表（内訳⑤公共土木施設被害）         | 〃              | 様式D1-6   | 避難所物品受払簿                    | 〃                              |
| 様式A3-6-5 | 被害総括表（内訳⑥耕地被害）             | 〃              | 様式D1-7   | 伝言板（メモ）                     | 〃                              |
| 様式A3-6-6 | 被害総括表（内訳⑦農林水産施設被害）         | 〃              | 様式E7-1   | 被災建築物応急危険度判定（第1報）           | 建設部：被災建築物応急危険度判定班              |
| 様式A3-6-7 | 被害総括表（内訳⑧宅地、山、崖の被害）        | 〃              | 様式E7-2   | 被災建築物応急危険度判定（第2報）           | 〃                              |
| 様式A3-6-8 | 被害総括表（内訳⑨その他の被害1）          | 統括部：情報記録班      | 様式E7-3   | 県への資機材の応援要請書                | 〃                              |
| 様式A3-6-9 | 被害総括表（内訳⑩その他の被害2）          | 〃              | 様式E7-4   | 県への危険度判定士の応援要請書             | 〃                              |
| 様式A3-7   | 避難所一覧表                     | 〃              | 様式G1-1   | 災害報告書                       | 消防部：指揮本部班<br>警防班<br>救急班<br>救助班 |
|          |                            |                | 様式G1-2   | 備忘                          | 〃                              |

# 避難所への物資運営体制の見直し

- 発災から一定期間を経過してから、避難所における多種多様なニーズに対応するための物資調達や、義援物資等の送付により、大量の応急物資の処理が必要
- そこで、物流事業者等との協力の下、応急物資を一元管理することにより、効率化を図り、円滑な調達・搬送を確保

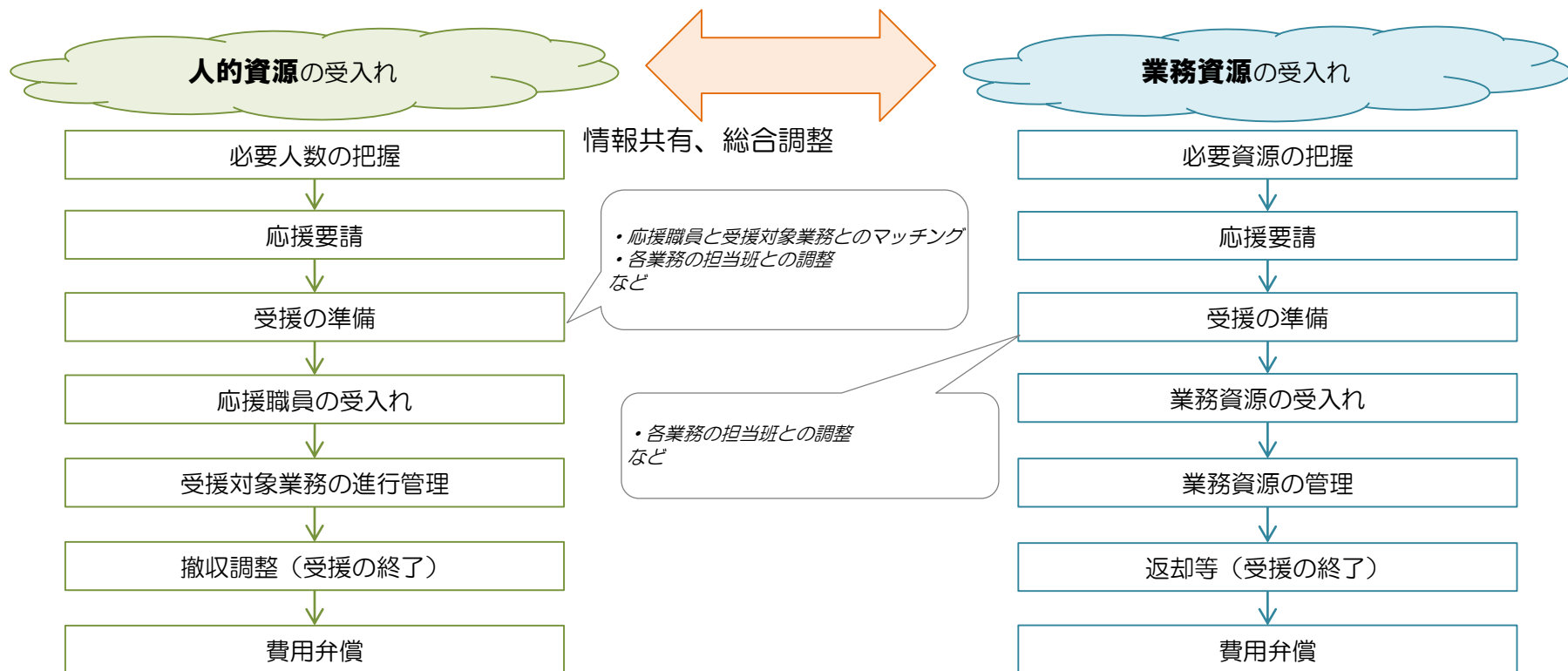


## 検証報告書から見てきたもの ～課題と改善の方向性～

### ・ 受援計画とは

大規模災害が発生した場合、外部からの応援を円滑に受け入れ、本町職員と応援職員が連携し、災害応急対策、災害復旧・復興に取り組むための計画

### ・ 人的資源、物的資源の受入れイメージ

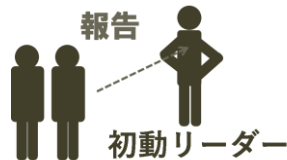


初動リーダー用



# 益城町 アクションカード

勤務時間外発災  
初動活動総合版



第2版

令和2年(2020年)3月  
益城町 危機管理課

最初に登庁した職員  
必読！

目標

発災1時間後に  
災害対策本部会議の開催

# あなたが初動リーダー！！ 参集を待て！

目標：発災１時間後に災害対策本部会議の開催

1



初動リーダー  
＝最初に登庁した職員

あなたが当面の**リーダー**です！  
(役職、キャリアは関係ありません)

2



警備室の「**参集BOX**」  
からビブスを着用し、  
「**アクションカード**」に  
沿って指示してください。



3



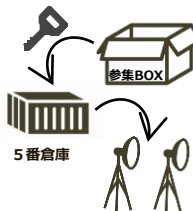
最初に、BOX内の「**参集記録簿**」を  
警備室前に並べ、  
記入を促してください。

4



後から来た職員**2名ずつ**に、  
**5箇所の安全点検を指示**してください。  
安全確認完了までは、  
庁舎内への立ち入りは**厳禁**！

5



照明が必要なときは、**参集BOX**から  
**仮設庁舎西側倉庫共通キー**を出し、  
**5番倉庫**から  
**投光器**を準備してください。

6



**係長級以上の職員**が登庁したら、  
**リーダー交替**！  
あなたは、**リーダーの補佐役**に。

# 庁舎別館の安全を確認せよ！

## 《初動リーダー⇒指示》

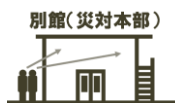
目標：発災 1 時間後に災害対策本部会議の開催

1



災害対策本部設営のため  
別館の安全を確認！

2



「別館応急危険度判定調査票」に基づき、  
2人で建物外部から調査！

3



同封の鍵で1階危機管理課の点検！

4



2階に上り、建物内部の点検！

5



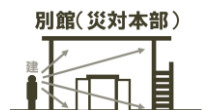
確認終了後、リーダーに報告！

6



安全確認を待機職員に大声で報告！

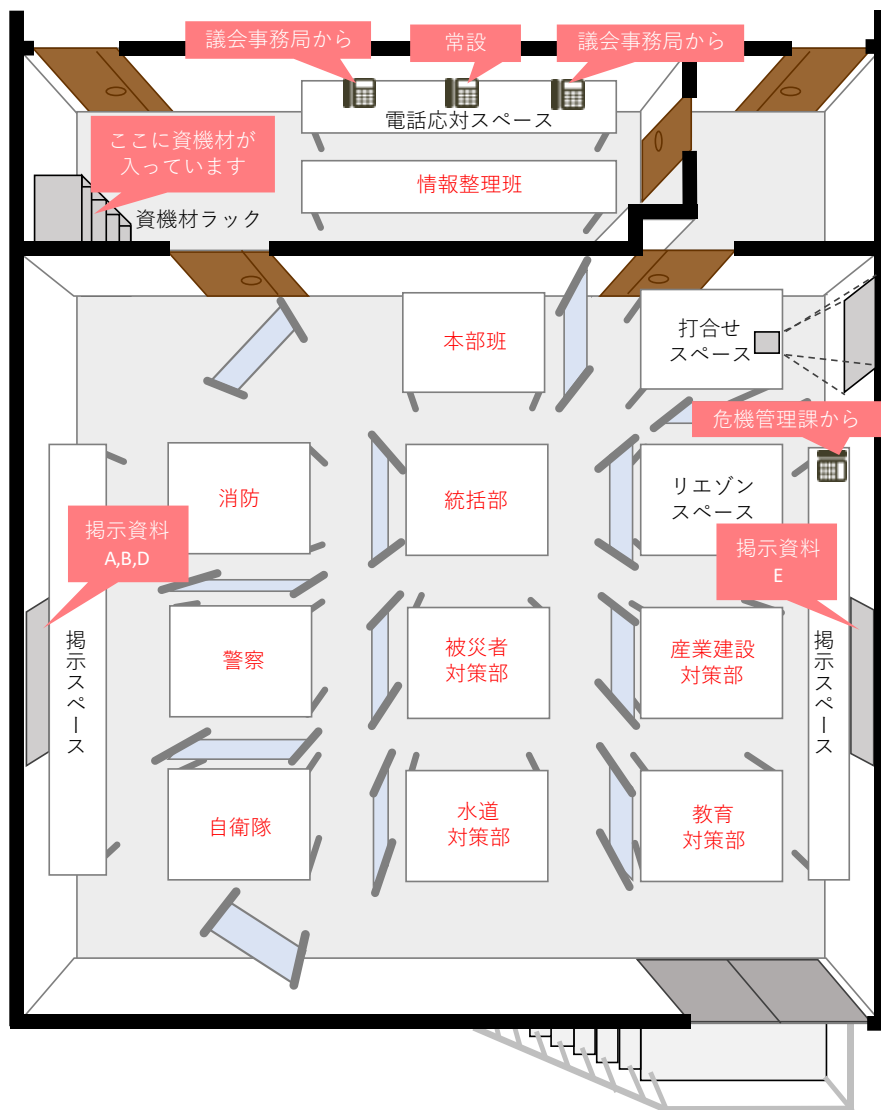
7



建築系職員登庁後、建物を再点検！

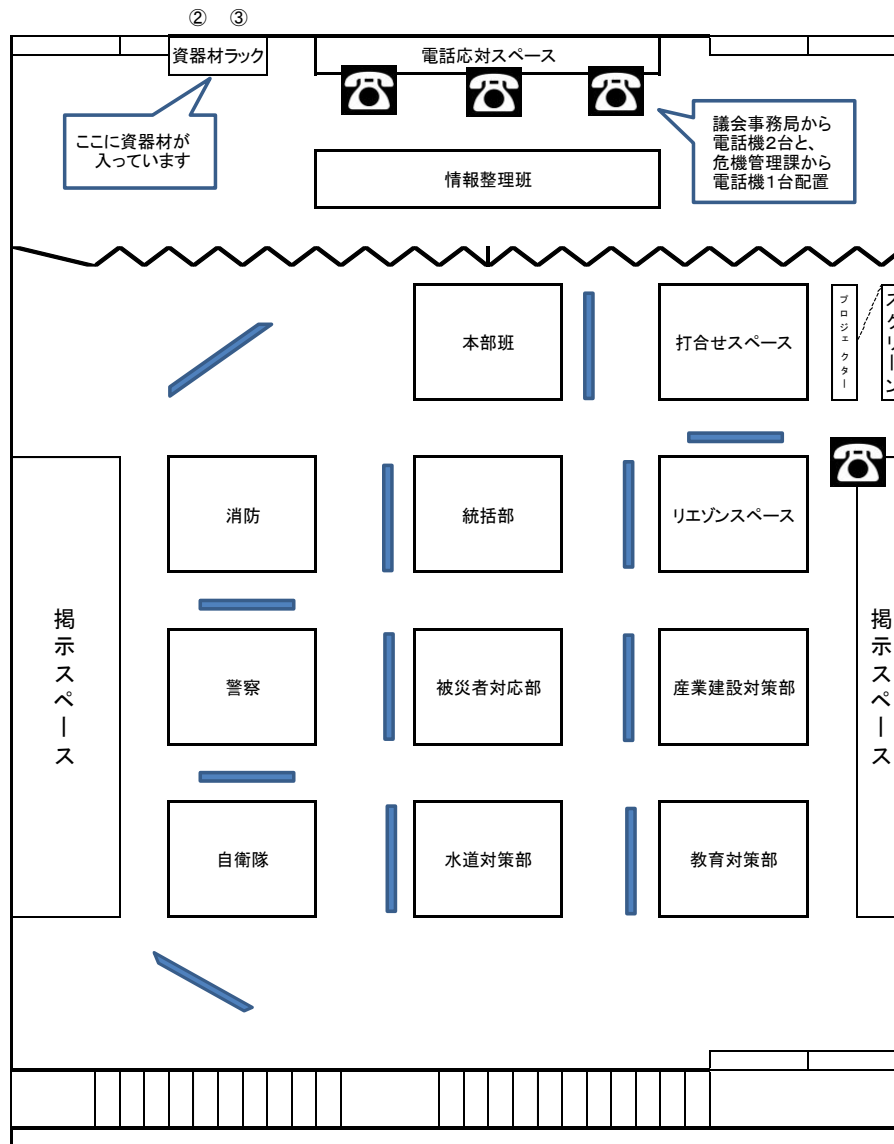
## 図面1 災害対策本部レイアウト

目標：発災 1 時間後に災害対策本部会議の開催



# アクションカードとは ～管理職がとるべき行動は～

益城町災害対策本部配置図



※災害の規模に応じて、変更する場合があります。

## 1 0 災害対策本部室の設営



## 1 1 災害対策本部会議の開催



目標：1 時間後

## 第1 益城町と芦屋市の概要

## 第2 平成28年熊本地震と過去の災害について

## 第3 地域防災計画と災害対策本部運営について

## 第4 新型コロナウイルス感染症対応について

## 第5 危機への対応について

## 6.

# 新型コロナウイルス感染症への取組

## 感染症対策への取り組み

熊本県でも新型コロナウイルス感染症が発生、  
感染症対策が急務となる。

### 新型コロナウイルス感染症対策本部設置

- ・ 第1回益城町新型コロナウイルス感染症対策調整会議開催（R2.2.2）
- ・ 事態の進展に応じて、本部を設置する等、適時的確に会議を開催



R2.4

新型コロナウイルス感染症対応事業継続計画 策定  
新型コロナウイルス感染症対応マニュアル 策定

R2.5

新型コロナウイルス感染症対応災害対策本部運営マニュアル 策定  
新型コロナウイルス感染症対応避難所運営マニュアル 策定

### 感染症対策に係る資機材整備

- 感染症対策・窓口職員へのマスク配布、消毒液、窓口パーティションの配置
- 地方創生臨時交付金活用し、感染防護衣、段ボールパーティション等の整備

## 6.

# 新型コロナウイルス感染症への取組

## 感染症対応 各種訓練の実施

新型コロナウイルス感染症防止対策  
罹患者発生時の対応訓練を実施中。

R2.4.23

### 避難所開設訓練・新型コロナウイルス感染症対応職員罹患対策訓練 実施



#### ○避難所開設訓練

⇒ 指定避難所である広安小学校で、避難スペースの検討、健康管理を中心とし、課題の抽出。

#### ○職員罹患対策訓練

⇒ 施設の閉鎖、消毒、広報、再開に至る過程の訓練、規制線の設置、執務スペース消毒等

# 6.

## 新型コロナウイルス感染症への取組

### 感染症対応避難所運営訓練

新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営など、  
感染症対応の取組みを実施中。

POINT R2.5.24新型コロナウイルス感染症対応避難所運営訓練



- OPPE着脱訓練
- 居住区対応訓練
- 体調不良者対応訓練
- 受付対応訓練
- 生活空間対応訓練
- 車中避難者対応訓練

### 成果

- ・段ボールパーティションにおける飛沫感染防止シートの有効性の証明
- ・居住区指定による避難者の確認及び居住区ゾーニングの有効性
- ・標準防護策の基準明確化

etc…

### 課題

- ・新たな避難の在り方を住民へ周知
- ・職員の意識改革とその手法説明
- ・大規模災害発生時の感染対策
- ・災害対策本部での感染防止策の徹底
- ・災害時における医療体制と経済対策

etc…

## 6.

# 新型コロナウイルス感染症への取組

## 益城町が避難所運営で目指すこと

「避難所の環境改革」を目標とし、「避難所環境改革TKB48」を目指します。  
⇒T（トイレ）K（キッチン 食事の提供）B（ベッド 居住空間）を48時間以内に整備

### POINT

- 避難所内での感染拡大防止に努めます！
- 運営者（職員・防災士・自主防・VO等）の感染防護策の徹底を図ります！
- 密を避け、避難所居住空間の分離確保（目標4 m<sup>2</sup>）と換気を目指します！
- 避難者の特性に応じた居住空間のゾーニングを図ります！
- 清潔区域と汚染区域の動線分離を図ります！
- 在宅避難者や避難所外避難者への情報提供や物資提供に配慮を行います！
- 災害情報や感染情報などの的確で最新の情報提供に努めます！
- 熱中症対策と食中毒対策も併せて検討します！
- 多種多様な避難方法を平素から推奨します！
- 熊本地震の経験を活かします！

## 第1 益城町と芦屋市の概要

## 第2 平成28年熊本地震と過去の災害について

## 第3 地域防災計画と災害対策本部運営について

## 第4 新型コロナウイルス感染症対応について

## 第5 危機への対応について

**有事**

どう対応すればいいんだ？

組織的な  
対応行動

内部コミュニケーション

## 誰が最初のスイッチをいれるか？

★特に、発生が分かりにくいリスク  
事象の場合・・・

危機発生

事態を覚知した職員

所属長

覚知部署の責任者

危機情報連絡シートを活用

関係機関  
警察、消防など

通報

所管課が明らか

所管課が不明

レベル1

密接な連携

所管課の係長

当該課の課長

課の対策本部  
情報、対策立案、調整、  
広報等の担当

連絡

危機管理課

危機管理

危機管理課  
連絡会議  
総務課長外

報告

町長  
(副町長)

支援・調整

連絡

関連課

危機管理連絡会議

危機管理課を統括する危機管理監が主催

① 課レベルの対応能力を超えた場合

② 危機前兆の前段階の情報共有・対応策検討

危機管理対策本部会議の設置要請

危機管理対策本部会議の設置決定

危機管理連絡会議の設置要請

危機管理連絡会議の設置決定

危機管理対策本部

町長を本部長とする全庁的な緊急対応の意思決定、指示等を行う。

レベル2

レベル3

レベル4

災害(災対法第2条第1号)

地域防災計画の  
災対本部・非常態勢

武力攻撃事態等

国民保護計画の  
国民保護対策本部

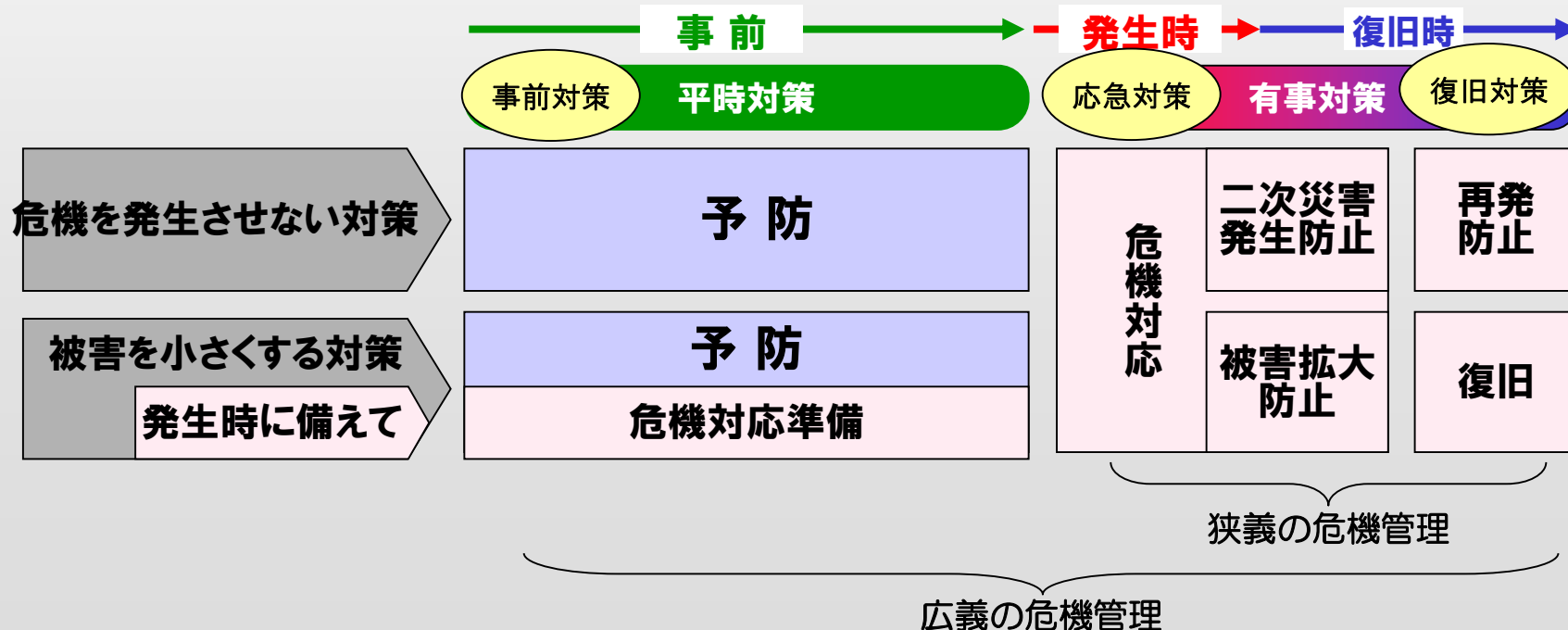
左記以外の重大危機

地域防災計画の災対本  
部・非常態勢の準用

# 危機管理の考え方 (1/2)

## 危機管理のフレームワーク

**危機管理**とは・・・危機を未然に回避、抑制し、被害拡大を防ぎ、自立的な回復が可能になるレベルに至るまでの対応を目的とする地域・組織経営活動です。



# 危機管理の考え方 (2/2)

(狭義の)危機管理の目的は、危機発生時の被害最小化

そのために

危機の予測と備え

予防 (事前対策)

早く知り、先手を打つ

状況把握、判断と決心

事態に勝る体制と迅速対応

危機対応 (応急対策)

収束後の教訓化と更なる備え

事後対応

**プロアクティブ\*の原則(「危機対応」時の行動原理)**

- 1 疑わしいときには行動せよ
- 2 最悪事態を想定して行動せよ
- 3 空振りには許されるが見逃しは許されない

\* proactive: 先のことを考えて、事前に対策を講じる

# 7.

## 終わりに

「なんでもない毎日が宝もの」

熊本地震の3ヶ月前に公表した  
移住定住PR動画の最後のワンフレーズです。

熊本地震を経験したことで  
この言葉の重みを改めて痛感しつつ、  
もう一度「なんでもない毎日」を築き上げるため  
住民・町・議会をはじめ本町に関わる関係者が一丸となり、  
全力で復旧・復興業務に取り組んでいる最中です。

今後ともご支援のほどよろしくお願い致します。

